申請に必要なもの

窓口で申請する場合

(1)申請書
(2)同意書
　※(1)(2)は窓口に備えてありますが、必要な場合ホームページよりダウンロードしてご利用下さい。
(3)本人及び配偶者、代理で申請される方の印鑑
　※同意書には本人、配偶者及び代筆者それぞれの印鑑が必要です。
(4)本人及び配偶者の所有する全ての預貯金等及び負債(借入金・住宅ローン等)を確認のできるもの
(5)本人の介護保険被保険者証　※写し不可
(6)申請者(窓口で手続きされる方)の身分証明書　※写し不可
　顔写真ありの場合1つ(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)
　顔写真なしの場合2つ以上(介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等)

郵送で申請する場合

(1)申請書
(2)同意書
　※(1)(2)はホームページよりダウンロードしてご利用下さい。
　※同意書には本人、配偶者及び代筆者それぞれの印鑑が必要です。
(3)本人及び配偶者の所有する全ての預貯金等及び負債(借入金・住宅ローン等)を確認できるものの写し
(4)本人の介護保険被保険者証の写し
(5)申請者の身分証明書の写し
　顔写真ありの場合1つ(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)
　顔写真なしの場合2つ以上(介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等)

預貯金等に含まれるもの	確認書類
預貯金(普通・定期等)	通帳 (ウェブサイトの写しも可) ※銀行名・口座番号・名義人・直近の年金振込及び最終残高を確認できるもの
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高がわかるもの (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入も含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高がわかるもの (ウェブサイトの写しも可) 価格評価は申請日の直近2カ月以内の写しにより行います。
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高がわかるもの (ウェブサイトの写しも可)
現金	自己申告

※生命保険、自動車、貴金属(腕時計、宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)
　その他高価な価値のあるもの(絵画・骨董品・家財など)については対象外です。